

学校保健安全法に基づく学校感染症一覧

四條畷学園高等学校

○下記の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」の取り扱いになります。この期間は欠席扱いになりませんので、医師の指示のもと治療に専念してください。

○登校を再開する際は、他生徒への感染防止を目的として、必要書類AまたはBが必要となります。

下表をご参照いただき、登校再開初日に担任へ提出してください。

必要書類A：①に②を添付したもの

①本校書式「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書」（保護者記入）

②罹患していたことが客観的に証明できる「生徒名」と「日付」が入った書類の写し。

例）「検査結果」「お薬手帳」「薬袋」「薬の明細」（もしくはこれらの写真）

※②が用意できない場合は、必要書類B「登校許可証明書」（医師記入）の提出が必要です。

必要書類B：本校書式の「登校許可証明書」（医師記入）※有料の場合があります

学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

【第1種の感染症】

感染症名	出席停止の期間の基準	必要書類
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	B

【第2種の感染症】

感染症名	出席停止の期間の基準	必要書類
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	A
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	A
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	B
麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	B
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	B
風しん	発しんが消失するまで	B
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	B
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで	B
結核	担当医が感染のおそれがないと認められるまで	B
髄膜炎菌性髄膜炎	担当医が感染のおそれがないと認められるまで	B

【第3種の感染症】

感染症名	出席停止の期間の基準	必要書類
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	担当医が感染のおそれがないと認められるまで	B
【その他の感染症】 溶連菌感染症 手足口病 伝染性紅斑（リンゴ病） ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） マイコプラズマ感染症 など	※必ずしも出席停止とはならない※ 学校で重大な流行が起こった場合に 感染拡大を防ぐため、第3種感染症と 緊急の措置を取ることができる疾患	B